

老人憩の家サービスの見直しの方向性等について

1 これまでの議論の振り返り

(1) 社会福祉審議会にご意見をいただきたい内容

老人憩の家サービスの廃止の可能性を含め、以下についてご意見をいただきたい。

ア 老人憩の家サービスの見直しの方向性

イ アを踏まえた恩方老人憩の家(以下、憩の家という)の今後の在り方

(2) 本分科会における検討の流れ

回	日付・時期	内容
第 1 回	4 月 26 日	在り方検討において必要なデータ等の案出し
第 2 回	8 月 16 日	本格的な議論
第 3 回	11 月 8 日	答申案をもとにした議論
第 4 回	1 月 24 日	答申案の最終確認
令和 6 年度末まで		答申をもとに、市として方向性の決定

(3) 前回のご意見及び回答(当日意見及び意見書)

ご意見・ご質問		回答
ア	ハザードマップの情報は、なぜ今回での提示となったのか。市全体としてハザードエリアにある市施設は移転するのか。	これまでの議論の中でも回答していたが、認識が低かった部分があった。他の市施設は、それぞれの状況に応じて対応している。
イ	施設の方向性や代替措置について、利用者への丁寧な説明が必要。	再度説明会を開催する等、検討する。
ウ	答申案のタイトルが「老人憩の家サービスの見直しの方向性」となっているが、憩の家についてのみ審議してきたため、答申案を修正してほしい。	タイトルについては諮問内容と合わせるため修正できないが、内容については資料 2-2 のとおり修正済み。
エ	長房ふれあい館の今後	憩の家の方向性を踏まえ、別途検討を行う。
オ	代替措置として、交通機関を手配するなどの措置があってもいい。	住民主体による訪問型サービス(介護予防・生活支援サービス)団体のうち、5 団体が下恩方町周辺で移動支援を行っているため、利用者への案内が可能。
カ	代替措置として、憩の家が廃止されても繋がりが保てるよう、生活支援コーディネーターの財源や配置を手厚くする予算措置を行うことは可能か。	成果連動型でインセンティブを与えるという方法もあるが、予算については実現可能性を検討する必要がある。

2 答申案

資料 2-2 のとおり(非公開)

3 本日の議題

答申案について内容のご確認をいただきたい。